

省エネルギー設備投資に係る利子補給金 助成事業費補助金

令和2年度予算案額 **12.7億円（15.0億円）**

事業の内容

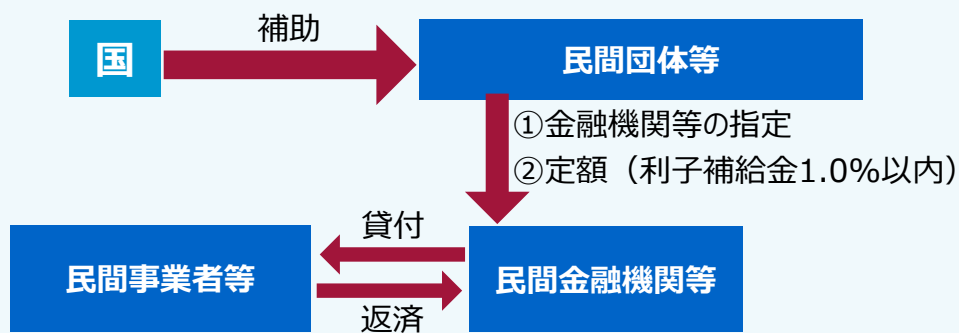
事業目的・概要

- 省エネ設備の新規導入や増設、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- 具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

成果目標

- 平成24年度から令和3年度までの事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減を目指します。
- 令和2年度は新たに125件程度の利子補給を実施し、民間金融機関等の融資を活用した省エネルギー投資の更なる促進を通じて約820万klの削減を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

支援対象事業例① 既設工場への新たなボイラーの増設



エネルギー消費効率の
高いボイラー

増設



既設ボイラー

支援対象事業例② 新設ビルへの設備導入

高効率照明



高効率空調



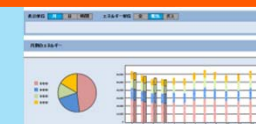
導入



新設ビル

支援対象事業例③ ソフト面での省エネ取組

エネルギーマネジメントシステム



導入



平成31年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金

● 補助対象は、省エネルギー設備を新設・導入する事業を実施するための資金について、資源エネルギー庁に指定された金融機関（指定金融機関）から新たに受ける融資

<利子補給対象事業>

以下いずれかの要件を満たすこと

- ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業
- ②省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
- ③データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

<利子補給率>

最大1%

貸付利率 1.1%以上の場合

1%以内

貸付利率 0.1%以上 1.1%未満の場合

貸付利率 - 0.1%以内

例：貸付利率が 1.01% の場合・・・
利子補給率は $1.01 - 0.1 = 0.91\%$ 以内

<利子補給対象融資期間・利子補給金支払>

利子補給期間

最大10年間

利子補給金支払

年2回

<お問い合わせ先>
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第1部 利子補給担当
TEL:03-5565-4460

平成31年度 省エネルギー設備投資に係る利子補給金

(参考) 指定金融機関一覧 (81金融機関)

愛知銀行、足利銀行、アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、伊予銀行、岩手銀行、上田信用金庫、愛媛銀行、遠州信用金庫、大垣共立銀行、大垣西濃信用金庫、大阪信用金庫、岡崎信用金庫、沖縄振興開発金融公庫、鹿児島銀行、北九州銀行、岐阜信用金庫、君津信用組合、紀陽銀行、熊本銀行、桑名三重信用金庫、群馬銀行、ぐんまみらい信用組合、興能信用金庫、甲府信用金庫、埼玉りそな銀行、静岡銀行、七十七銀行、新発田信用金庫、十六銀行、商工組合中央金庫、荘内銀行、常陽銀行、新湊信用金庫、親和銀行、諏訪信用金庫、静清信用金庫、第四銀行、高岡信用金庫、高崎信用金庫、但馬信用金庫、玉島信用金庫、中国銀行、銚子信用金庫、筑波銀行、都留信用組合、東北銀行、栃木銀行、富山銀行、長野銀行、長野県信用組合、長野信用金庫、西中国信用金庫、日本政策投資銀行、日本生命保険、農林中央金庫、のと共栄信用金庫、八十二銀行、肥後銀行、ひまわり信用金庫、百五銀行、広島銀行、福井銀行、福井信用金庫、福岡銀行、北都銀行、北陸銀行、北海道信用金庫、北國銀行、三重銀行、三重県信用漁業協同組合、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、宮崎銀行、もみじ銀行、山口銀行、山梨中央銀行、りそな銀行、稚内信用金庫

2019年11月27日時点 (五十音順)

指定金融機関のお問い合わせ窓口は、一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページをご参照ください。

<https://sii.or.jp/rishihokyu31/financial-list.html>

令和元年度 環境・エネルギー対策貸付（省エネ設備関連）

対象者

省エネ設備の導入を行い、省エネルギーの推進を図る中小企業、個人事業主 等
（中小企業、個人事業主は日本政策金融公庫の定義による）

設備要件

法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備

貸付限度額

中小企業事業	7億2千万円
国民生活事業	7千2百万円

融資利率

基準金利 - 0.65%

貸付期間

20年以内

取扱期間

令和2年3月31日まで

低利融資

(株) 日本政策金融公庫



中小企業・小規模事業者

御相談は、お近くの日本政策金融公庫支店
もしくは下記の相談ダイヤルへ

日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
0120-154-505

中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

令和2年度予算案額 9.6億円（10.7億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するための支援を行います。

(1)省エネ診断事業・情報提供事業（平成16年度～令和2年度）

中小企業等に対して省エネ診断を無料で実施し、診断で得られた事例を様々な媒体を通じて横展開するとともに、自治体や民間団体等が実施する省エネ関連のセミナーに講師を無料で派遣します。

(2)地域の省エネ取組支援事業（平成26年度～令和2年度）

省エネやCO2削減に係る相談に対応できる支援拠点を全国に構築する(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)とともに、地域の省エネ相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開し(地域の省エネ推進情報提供事業)、地域における省エネ支援の充実を図ります。

成果目標

- 省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施により、令和12年度の省エネ効果235.3万kIを目指します。それに向け、令和2年度は104万kIの省エネ効果を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1)省エネ診断事業・情報提供事業



(2)地域の省エネ取組支援事業



事業イメージ

(1) 省エネ診断事業・情報提供事業

省エネ診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、設備の運用改善や高効率設備への更新等の提案を行う。

【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・照明の高効率化更新
- ・ボイラの空気比適正化
- ・ダイヤモンド監視装置の活用
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策



情報提供

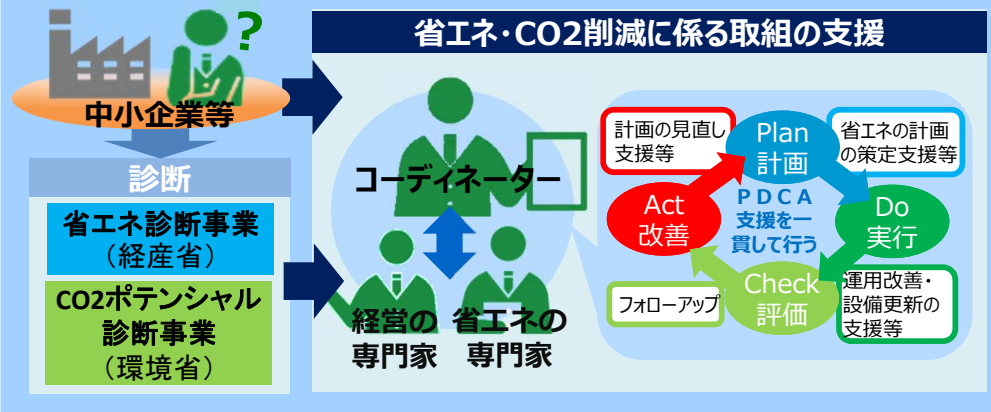
診断によって得られた事例の横展開や省エネ関連のセミナーへの無料講師派遣を行う。



(2) 地域の省エネ取組支援事業

■省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、経営状況も踏まえつつ、中小企業等の取組を一貫して支援



省エネ診断事業の概要

「省エネ診断」は電力や燃料・熱など「総合的な省エネ行動をサポートする」診断サービスです。

診断の対象

次のいずれかが対象です。

- ① 中小企業(中小企業基本法で規定される事業者)
- ② 年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル等

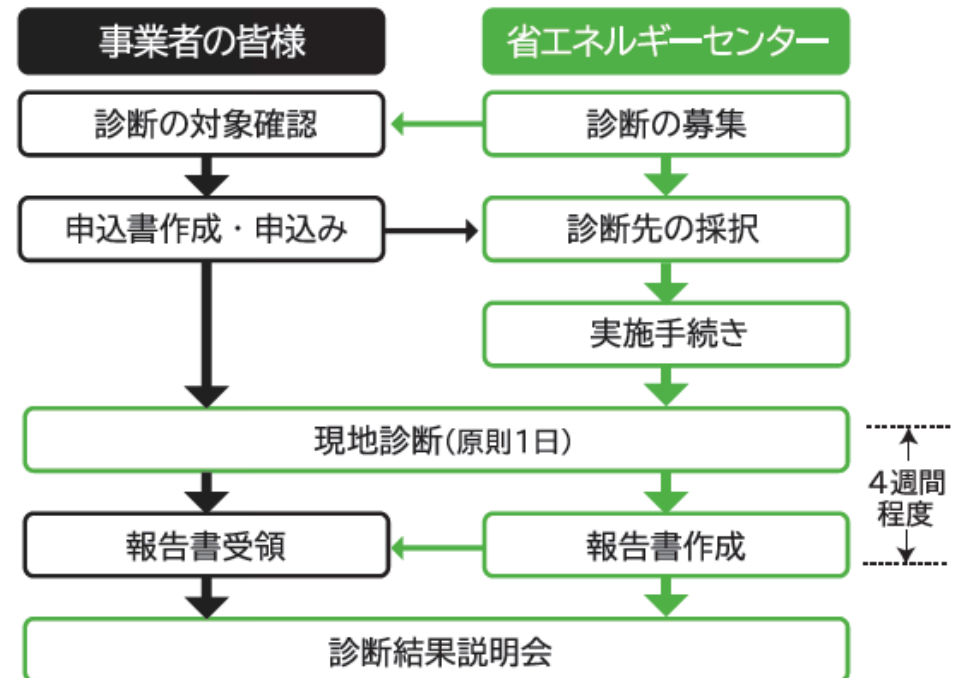
主な診断内容

以下の事項について、診断いたします。

- ① 工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項
- ② より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項
- ③ エネルギー合理化につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項
- ④ エネルギーロスに関する事項
- ⑤ 温度、湿度、照度等の適正化に関する事項等

診断の流れ

- 診断を希望される工場・ビル等の燃料や電気の使用状況とともに、お申し込みをいただきます。
- 日程等を調整後、電気・熱の専門家を派遣いたします。
- 現地では、実際の設備や運転管理状況等を確認させていただき、診断結果をレポートとしてまとめ、説明会で丁寧にわかりやすくご説明します。



無料省エネ診断のお問い合わせ先

一般財団法人 省エネルギーセンター 省エネ診断事務局
〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング TEL : 03-5439-9732 FAX : 03-5439-9738
Email : ene@eccj.or.jp

省エネルギー相談地域プラットフォーム事業の概要

- 蛍光灯のLED化や空調設備の運用改善等、省エネを行うことで大幅なコスト改善につながる。しかし、省エネノウハウのない中小企業の省エネを促進するためには専門家による指導が必要。
- 全国に省エネ相談地域プラットフォームを構築し、省エネに関する相談窓口を各地に設けることで、中小企業の省エネ取組の推進を図る。

経営改善のために省エネをしたい

しかし、どのように取り組むべきかわからない
専門的な知識を持つ人材がいない

中小企業者

省エネルギー相談地域プラットフォーム

省エネルギー相談地域プラットフォームとは…

▶ 省エネ支援事業者が地域の専門家（省エネや経営の専門家）や自治体、金融機関等と協力して作る「**省エネ支援の連携体**」

▶ エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、一貫して中小企業の取組をきめ細かに支援

専門家派遣 15人回まで無料

省エネ支援事業者
(コーディネーター)

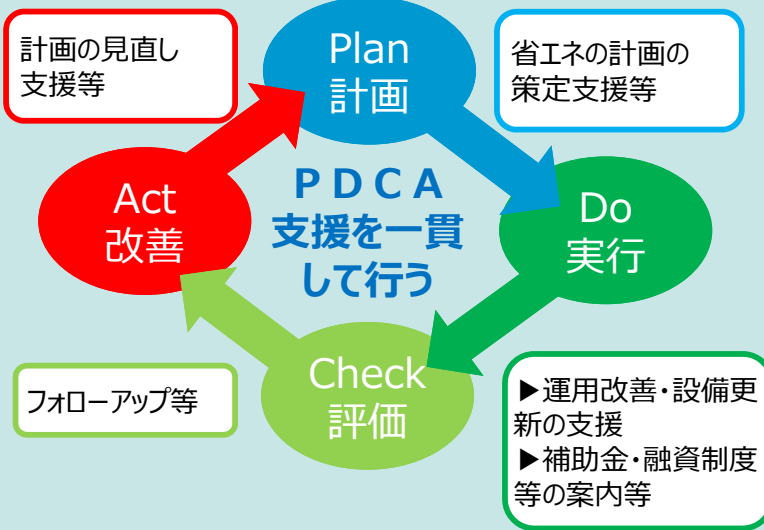
連携

金融機関

省エネ
専門家

経営
専門家

※省エネ取組の支援の流れ



中小企業の省エネ取組を支援 (※)

(参考) 省エネ診断と省エネルギー相談地域プラットフォームの連携

①一般財団法人省エネルギーセンター 無料省エネ診断 を終了された事業者の皆さまへ



省エネルギー相談地域プラットフォーム

省エネルギー相談地域プラットフォームは、全国各地の省エネ支援事業者が、地域の専門家と協力して作る「省エネ支援の連携体」です。中小企業等の皆さまの実態を把握したうえで、省エネと経営それぞれの専門家が、省エネ取組の段階に応じてきめ細かにレポート(無料)します。



省エネの実施を無料でお手伝いします

省エネルギー相談地域プラットフォーム

コストメリットの 出る省エネを 探しましょう!	何からやればいいのか 整理しましょう!	省エネメリットと資金 計画を基に検討 してみましょう!	どれだけ減ったか 測ってみましょう!	今の省エネの取り 組みを見直して みましょう!
-------------------------------	------------------------	-----------------------------------	-----------------------	-------------------------------

支援の例

Plan お持ちの資料や現場の調査によって収集した情報をもとに、省エネができる箇所を洗い出します	Do 洗い出した項目をもとに、経営状況などを踏まえて優先順位をつけ、実際にやるべき取組を検討し、経営改善につながる省エネ取組の実施計画を立てます。	Check 取組の結果を把握し評価するために、エネルギー使用量の計測や設備稼働状況の確認、現場の声のヒアリングなどを行います。	Action 効果検証をもとに、今後継続的に実施すること、取組を修正すること、新たに取組むこと等を検討し、実施計画を見直すことを支援します。
--	---	---	--

現状把握 & Plan
エネルギー使用状況の把握
省エネできる項目の洗い出し
項目の省エネ取組の検討
省エネ取組の決定
省エネ実施計画の策定

Do
実施体制の整備
実施に向けた準備

Check
実施後の検証

Action
省エネ実施計画の見直し

詳しくは [全国省エネ推進ネットワーク](http://www.shoene-portal.jp) もしくは www.shoene-portal.jp 検索

(注) 支援の対象地域は限定されております。対象となる地域と当該地域におけるプラットフォーム事業者は裏面をご参照ください。

2019年度 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」で活動するプラットフォーム事業者はこちらです

- 【北海道】**
一般社団法人 札幌型省エネ推進企業会
プラットフォーム
[電話] 050-6869-0212
[営業時間/平日] 9:00~18:00
- 【青森県】**
特定非営利活動法人 循環型社会創造ネットワーク
[電話] 0178-41-2400
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【岩手県】**
特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわて
[電話] 019-681-1904
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【宮城県】**
山形県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府
一般社団法人 カーボンマネジメントイニシアティブ
[電話] 03-6912-4471
[営業時間/平日] 9:00~17:30
- 【宮城県】**
特定非営利活動法人 環境会議所東北
[電話] 022-218-0761
[営業時間/平日] 9:00~16:00
- 【秋田県】**
株式会社 おきぎんリサーチ&コンサルティング
[電話] 018-863-1221
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【山形県】**
特定非営利活動法人 環境ネットやまがた
[電話] 023-679-8340
[営業時間/平日] 8:30~17:15
- 【福島県】**
特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク
[電話] 024-953-6092
[営業時間/平日] 10:00~17:00
- 【茨城県】**
一般社団法人 日本エコ協会
[電話] 029-846-1555
[営業時間/平日] 9:00~18:00
- 【新潟県】**
一般社団法人 栃木県
[電話] 028-623-3187
[営業時間/平日] 8:30~17:15
- 【群馬県】**
一般社団法人 群馬県技術士会
[電話] 090-6123-6855
[営業時間/平日] 10:00~17:00
- 【群馬県】**
一般社団法人 ぐんま資源エネルギー循環推進協会
[電話] 0277-74-5974
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【埼玉県】**
一般社団法人 エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会
[電話] 090-8506-1025
[営業時間/平日] 10:00~18:00
- 【埼玉県】**
特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉
[電話] 048-749-1217
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【千葉県】**
特定非営利活動法人 NPOテクノサポート
[電話] 060-2266-4609
[営業時間/平日] 10:00~17:00
- 【東京都】**
一般社団法人 資源エネルギー研究協会
東京支店
[電話] 03-6380-0759
[営業時間/平日] 9:00~18:30
神奈川支店
[電話] 044-571-9369
[営業時間/平日] 9:00~18:30
- 【東京都】**
一般社団法人 自然と文化創造コンソーシアム
[電話] 090-2335-6969
[営業時間/平日] 9:30~17:30
- 【東京都】**
一般社団法人 東京技術士会
[電話] 03-3634-4368
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【神奈川県】**
一般社団法人 エコウェブ21
[電話] 0466-21-9191
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【新潟県】**
一般社団法人 環境省エネ推進研究所
[電話] 025-263-0100
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【富山県】**
一般社団法人 地域資源循環システム協会
[電話] 076-471-8495
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【石川県】**
一般社団法人 いしかわエネルギーマネジメント協会
[電話] 076-225-7337
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【福井県】**
一般社団法人 ふくいエネルギーマネジメント協会
[電話] 0776-50-2808
[営業時間/平日] 8:30~17:00
- 【山梨県】**
山梨県商工会連合会
[電話] 055-235-2115
[営業時間/平日] 8:30~17:15
- 【長野県】**
一般社団法人 長野県経営支援機構
[電話] 026-237-2530
[営業時間/平日] 9:45~16:15
- 【岐阜県】**
一般社団法人 岐阜県公衆衛生検査センター
[電話] 058-247-3105
[営業時間/平日] 8:45~17:30
- 【静岡県】**
一般社団法人 静岡環境資源協会
[電話] 054-252-9023
[営業時間/平日] 8:30~17:15
- 【静岡県】**
一般社団法人 エネルギーから経済を考える経営者ネットワーク会
[電話] 0537-23-4675
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【静岡県】**
特定非営利活動法人 環境創造研究センター
[電話] 052-934-7295
[営業時間/平日] 9:30~17:30
- 【愛知県】**
一般社団法人 省エネルギーセンター 東海支部
[電話] 052-232-2216
[営業時間/平日] 9:15~17:00
- 【徳島県・高知県】**
宮地電機株式会社
高知県
[電話] 088-884-0381
[営業時間/平日] 8:30~17:30
徳島県
[電話] 088-622-2181
[営業時間/平日] 8:30~17:30
- 【香川県】**
公益財団法人 香川県環境保全公社
[電話] 087-831-7773
[営業時間/平日] 8:30~17:15
- 【愛媛県】**
一般社団法人 省エネルギーセンター 四国支部
[電話] 087-826-0550
[営業時間/平日] 9:15~17:30
- 【福岡県】**
一般社団法人 省エネプラットフォーム協会
福岡支店
[電話] 090-5460-3236
[営業時間/平日] 10:00~16:00
京都府
[電話] 0772-64-3904
[営業時間/平日] 10:00~16:00
大阪府
[電話] 06-6585-9241
[営業時間/平日] 10:00~16:00
兵庫県
[電話] 090-6553-2650
[営業時間/平日] 10:00~16:00
奈良県
[電話] 0745-84-4110
[営業時間/平日] 10:00~16:00
和歌山県
[電話] 090-8379-8563
[営業時間/平日] 10:00~16:00
- 【佐賀県・長崎県・大分県】**
株式会社 グリーンエキスパート
[電話] 092-791-4648
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【熊本県】**
一般社団法人 熊本環境革新支援センター
[電話] 096-329-0323
[営業時間/平日] 9:00~17:30
- 【熊本県】**
一般社団法人 ヒューマノイドエコロジー
[電話] 096-340-5566
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【宮城県】**
株式会社 九南
[電話] 0985-56-5110
[営業時間/平日] 8:00~17:30
- 【鹿児島県】**
一般社団法人 省エネセンター
[電話] 099-226-6817
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【鹿児島県】**
一般社団法人 グリーン省エネ推進センター
[電話] 092-409-8813
[営業時間/平日] 9:00~17:00
- 【沖縄県】**
一般社団法人 沖縄CO2削減推進協会
[電話] 098-988-6301
[営業時間/平日] 9:00~12:00
13:00~17:00



「省エネルギー相談地域プラットフォーム」についてご不明な点はお気軽にお問い合わせください
TEL. 03-5565-3970
【受付時間】10:00~12:00/13:00~17:00

**2019年度 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業
採択事業者一覧（関東経済産業局管内 17事業者） ※全国51事業者**

	支援地域	事業者名	連絡先		支援地域	事業者名	連絡先
1	茨城県全域	一般社団法人 日本エコ協会	029-846-1555	10	東京都全域	一般社団法人 自然と文化創造コンソー シアム	090-2335-6969
2	栃木県全域	栃木県	028-623-3187	11	東京都全域	一般社団法人 東京技術士会	03-3634-4368
3	群馬県全域	一般社団法人 群馬県技術士会	090-6122-6855	12	神奈川県全域	一般社団法人 エコウェーブ21	0466-21-9191
4	群馬県全域	一般社団法人 ぐんま資源エネルギー循環 推進協会	0277-74-5974	13	新潟県全域	一般社団法人 環境省エネ推進研究所	025-263-0100
5	埼玉県・千葉県 神奈川県全域	一般社団法人 エネルギーから経済を考える 経営者ネットワーク会議	090-8506-1025	14	山梨県全域	山梨県商工会連合会	055-235-2115
6	宮城県・山形県 福島県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県 大阪府全域	一般社団法人 カーボンマネジメントイニシア ティブ	03-6912-4471	15	長野県全域	一般社団法人 長野県経営支援機構	026-237-2530
7	埼玉県全域	特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉	048-749-1217	16	静岡県全域	一般社団法人 静岡県環境資源協会	054-252-9023
8	千葉県全域	特定非営利活動法人 NPOテクノサポート	080-2266-4699	17	静岡県 掛川市 菊川市・島田市	一般社団法人 中東遠タスクフォースセンター	0537-23-4675
9	東京都 神奈川県全域	一般社団法人 資源エネルギー研究協会	東京:03-6380-0759 神奈川:044-571-9369				

(参考) 全国省エネ推進ネットワーク

- 中小企業の省エネ取組について様々な方面から支援を行うため、省エネルギー相談地域プラットフォームに加え、自治体や金融機関、商工会議所といった省エネ取組支援を行う地域の窓口を「全国省エネ推進ネットワーク」とし、ポータルサイト上で公開。
- 省エネに関する有益な情報発信をはじめ、中小企業の省エネ取組を総体的に支援する。
※ 47都道府県に161<プラットフォーム51、自治体47、金融機関49、その他機関（地域の財団法人等）14>の窓口

■ 全国省エネ推進ネットワーク ポータルサイト

<https://www.shoene-portal.jp/>



地域や団体属性で
支援窓口を検索



情報を見る



支援窓口の連絡先

支援窓口が提供している
支援施策・制度等

支援窓口が発信する
新着情報(公募・セミナー等)

革新的な省エネルギー技術の開発促進事業

令和2年度予算案額 **80.0億円**（87.8億円）

事業の内容

事業目的・概要

● 本事業では、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）に基づき、「業種横断的に、大幅な省エネルギーを実現する革新的な技術の開発を促進」します。

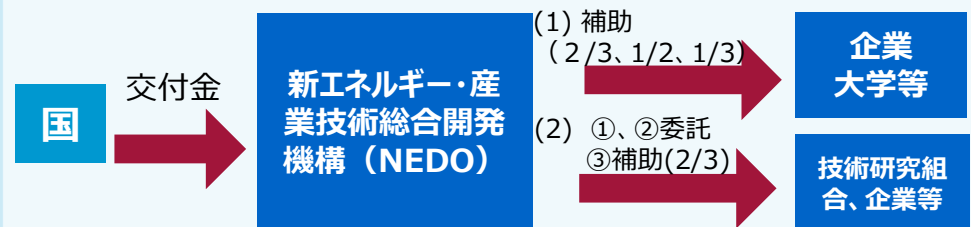
(1) 戦略的省エネルギー技術革新プログラム(平成24年度～令和3年度)
革新的な省エネルギー技術について、シーズ発掘から事業化まで一貫して支援を行うテーマ公募型技術開発支援を実施します。令和2年度は省エネルギー技術戦略の重要技術（令和元年7月改訂）を重点的に支援します。

(2) 未利用熱エネルギーの革新的な活用技術研究開発事業
(平成27年度～令和4年度)
工場における加熱工程等で、有効に活用されずに捨てられている熱を削減・回収・再利用する技術を開発し、省エネ・省CO2の促進を目指します。具体的には、高温（1,500℃以上）で使用可能な断熱材の開発等により、省エネ工場の構築等を実現します。令和2年度は試作品開発などにより実用化への道筋をつけます。

成果目標

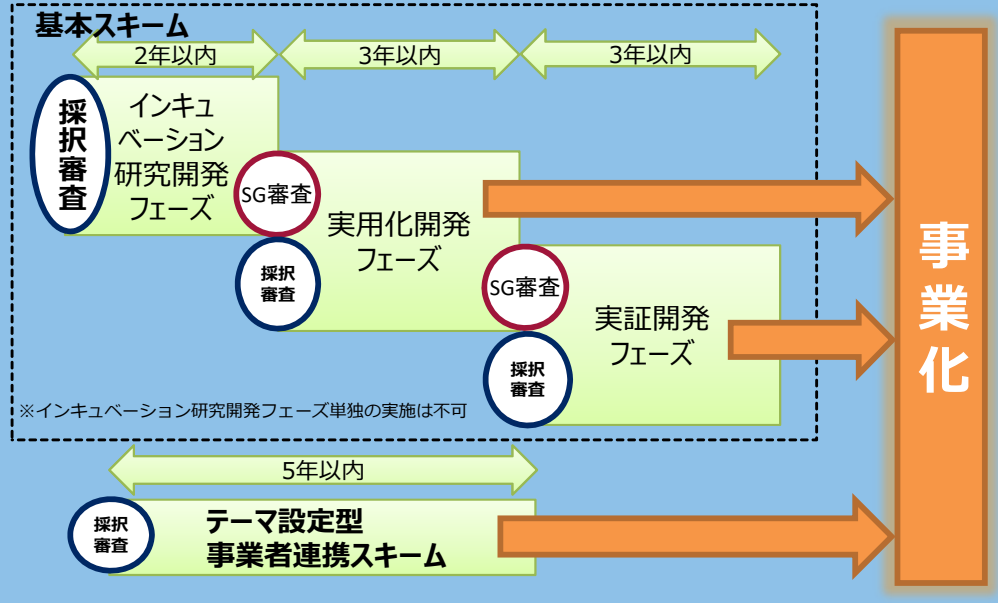
- (1) 我が国におけるエネルギー消費量を令和12年度に原油換算で1,000万kl削減することを目指します。
- (2) 未利用熱エネルギーの削減・回収・再利用技術の開発・実用化によって、令和12年度において約487万t/年のCO2削減を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

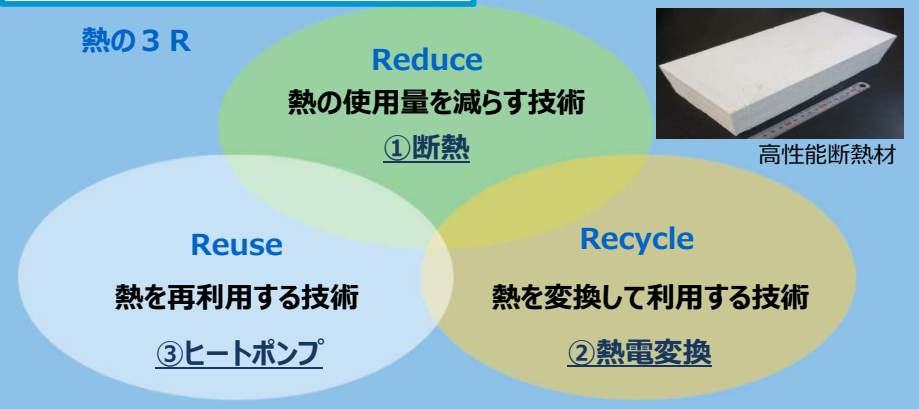
(1) 戦略的省エネルギー技術革新プログラム



(2) 未利用熱エネルギーの革新的な活用技術研究開発事業

熱の利用技術（要素技術の開発）

熱の3R



貨物輸送事業者と荷主の連携等による 運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金

令和2年度予算案額 62.0億円（62.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 運輸部門の最終エネルギー消費量は全体の約2割で産業部門に次いで多く、当該部門の省エネ対策を進めることが重要です。
- 本事業では令和元年度から令和2年度の2年間において、昨今課題となっている輸送の小口・多頻度化、長時間の荷待ちの発生、積載率の低下等の状況を踏まえ、物流全体の効率化を図るため、トラック事業者と荷主等との連携について実証事業を行い、その成果を事業者に展開します。
- また、革新的省エネルギー技術と省エネスクラバーの組合せ等による省エネルギー効果の実証を行い、省エネルギー船舶の普及を促進します。
- 併せて、自動車の不具合等の発生傾向をあらかじめ把握できる環境整備を推進することで、使用過程車の省エネ性能維持を推進します。

成果目標

- 本事業及びその波及効果によって、運輸部門におけるエネルギー消費量を令和12年度までに原油換算で年間約126万kl削減、令和2年度中に約52万kl削減を目指します。

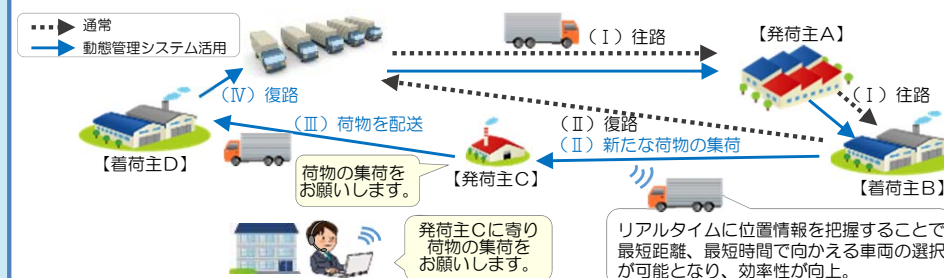
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

貨物輸送の効率化

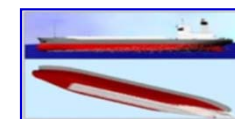
- ① 車両動態管理システムや予約受付システム等を活用したトラック事業者と荷主等の連携による省エネルギー効果の実証を行います。



- ② 内航海運事業者等に対し、革新的省エネルギー技術のハード対策、省エネルギー型スクラバー、運航計画や配船計画の最適化等のソフト対策を組み合わせた省エネルギー船舶の設計建造等の経費を支援することにより、内航海運の更なる省エネルギー化を目指します。



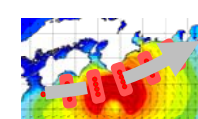
二重反転プロペラ



空気潤滑システム



省エネルギー型スクラバー



航海計画支援システム

使用過程車の燃費向上

- ③ 自動車の不具合等を検出できる「スキャンツール」を整備工場・自動車関連施設に導入し、当該不具合等の発生傾向をあらかじめ把握できる環境整備を推進します。

これにより不具合等の迅速かつ適切な修理を可能とし、使用過程車の省エネ性能の維持を図ります。



経済産業関係 令和2年度（2020年度）税制改正のポイント

1. オープンイノベーション投資をはじめとする成長投資の促進

オープンイノベーション促進税制の創設と現預金の活用

- ・ アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。その際、オープンイノベーションの取組が確保されるよう、出資者は出資先のベンチャー企業の株式を一定期間（5年間）保有することとする。
- ・ 併せて、収益が拡大しているにもかかわらず買上げ・投資に積極的でない大企業に対しキャッシュアウトを促すため、研究開発税制等の租税特別措置の適用が停止される要件のうち、設備投資要件を強化する（減価償却費の10%以下→30%以下）とともに、買上げ・生産性向上のための税制について、設備投資要件を厳格化する（減価償却費の90%以上→95%以上）。

2. グローバル化や働き方改革の進展への対応

（1）5G投資促進税制の創設

- ・ Society5.0の実現に向け、国際連携の下での信頼できるベンダーの育成を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、全国キャリアの高度な送受信装置等の前倒し整備について、15%の税額控除（又は30%の特別償却）を認めるとともに、地域（ローカル）の送受信装置等の設備投資について、15%の税額控除（又は30%の特別償却）を講ずる。

（2）連結納税制度の見直し及び株対価M&Aの本則化

- ・ 企業の事務負担軽減のため、グループ調整計算を維持しながら個別申告方式を導入するとともに、連結グループ加入時の時価評価課税の対象縮小等を行う。
- ・ 会社法改正を踏まえ、自社株式を対価としたM&Aにおける被買収会社株主の株式譲渡益への課税繰延措置の本則化については、来年度に向けて引き続き検討する。

（3）消費税の申告期限の延長特例の創設

- ・ 働き方改革を踏まえた企業の事務負担の軽減のため、法人税等と異なり申告期限の延長が認められていなかった消費税の申告期限を1ヶ月延長する特例を創設する。

（4）日本企業の状況を踏まえた国際的な課税の見直し

- ・ 国際課税ルールの見直しに当たっては、国際的な議論の動向を踏まえつつ、海外企業とのイコールフットingの確保と日本企業の国際競争力の向上に向けて、合理的かつ明瞭な制度となるようにする。

3. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上

（1）中小企業向けオープンイノベーション促進税制の創設

- ・ 地域経済を牽引する中小企業による地域経済の活性化に向けた取組を後押しするため、中小企業による、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。

（2）エンジェル税制の拡充を通じた創業直後の中小企業の更なる成長促進

- ・ 個人投資家の裾野拡大とリスクマネー供給の強化を図るため、個人のベンチャー投資を促進するエンジェル税制について、対象となるベンチャー企業の要件を緩和（設立後3年未満→5年未満）するとともに、クラウドファンディング事業者を認定対象へ追加する。

（3）少額資産の特例措置及び交際費課税の特例措置の延長

- ・ 中小企業が取得する30万円未満の少額設備投資について、年間300万円まで即時償却を可能とする特例措置を延長する。
- ・ 中小企業の交際費を年間800万円まで全額損金算入可能とする特例措置を延長する。

（4）再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

- ・ 中小企業が事業の再編・統合等を行う際の登録免許税や不動産取得税を軽減する措置を延長する。

4. 自由化の下でのエネルギーの安定供給の確保

（1）電力・ガス事業の収入金課税の見直し

- ・ 2020年に送配電部門が法的分離する電気供給業における法人事業税（収入金ベース）について、その課税方式を見直し、発電・小売事業のうち2割程度に、外形標準課税（付加価値割＋資本割）を組み込む。また、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。
- ・ 2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における法人事業税については、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見直し等を考慮しつつ、課税方式の見直しを引き続き検討する。

（2）資源・燃料や省エネ・再エネに係る投資の促進

- ・ 海外資源投資を行う際の事業リスクを軽減する海外投資等損失準備金制度や、石油精製時に不可避的に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置等を延長する。
- ・ 大規模な省エネ設備や先進的な再エネ設備への投資を促進するための措置（特別償却等）について、対象事業者の追加や償却率の見直しを行った上で、延長する。

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー消費効率の改善と再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。
- ①省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ設備投資や、②再エネの主力電源化に資する発電設備・付帯設備の投資を促進する税制措置を延長する。
- 平成30年度の省エネ法改正により追加された「認定管理統括事業者等」も対象に加え、拡充する。

改正概要 【適用期限：省エネ：令和3年度末まで、再エネ：令和2年度末まで】

省エネルギー（需要側）

- ◆ 省エネ法の規制対象事業者等を対象に、①生産設備等を対象とする大規模な省エネ投資、②I o T等を活用し個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資を促進する。 ※特別償却（20%）又は税額控除（7%、中小企業のみ）

（イメージ：大規模な省エネ投資）

中長期的な計画に基づく設備投資等によるエネルギー消費効率の改善



事業者（2年連続Sクラス）



省エネ法の
規制事業者

対象設備〔例〕



高性能ボイラ

再生可能エネルギー（供給側）

- ◆ 導入初期のキャッシュフロー改善により事業リスク低下と再投資拡大を図るとともに、電源毎の実態に即した設備の積極的普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの主力電源化に資する設備投資を促進する。 ※特別償却（14%）



発電設備

※中小水力、地熱、バイオマスの発電設備・熱供給装置のうち、先進的要件を満たすもの。



蓄電池・自営線等

※系統安定化、メンテナンス高度化に資する蓄電池、自営線等の付帯的設備。

エネルギーミックス実現の加速化

省エネ再エネ高度化投資促進税制（令和2年度税制改正）

- 2030年度のエネルギーミックスの実現に向け、省エネ法の規制対象事業者等を対象とした①中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資、②IoT等を活用し個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資を促進する。
- 中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者を拡大の上、適用期限を令和3年度末まで延長し、省エネ投資をさらに促す。

① 中長期的な計画に基づく省エネ投資

- 既に相当程度省エネを進めている省エネ法の規制対象事業者による中長期的な計画に基づく省エネ投資を対象に特別償却等を講じる。



クラス分け評価で2年連続Sクラスとなった事業者が行う省エネ投資を後押し
 ※特別償却（20%）又は税額控除（7%、中小企業のみ）



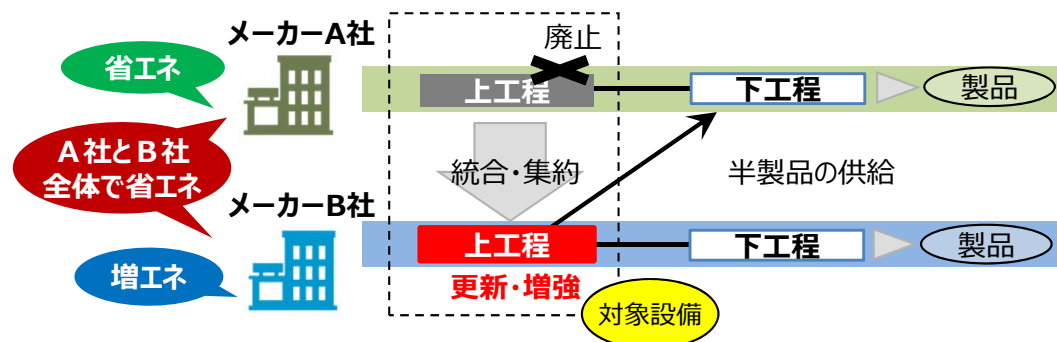
対象事業者の拡大

平成30年度の省エネ法改正により、省エネ法の規制対象事業者として新たに追加された「認定管理統括事業者」及び「管理関係事業者」も、対象事業者に加える。

② 複数事業者が連携して実施する省エネ投資

- 省エネ法上の認定を受けた連携省エネルギー計画及び荷主連携省エネルギー計画の実施に必要な設備等を対象に特別償却等を講じる。

（工場連携の例）製造工程の統合・集約

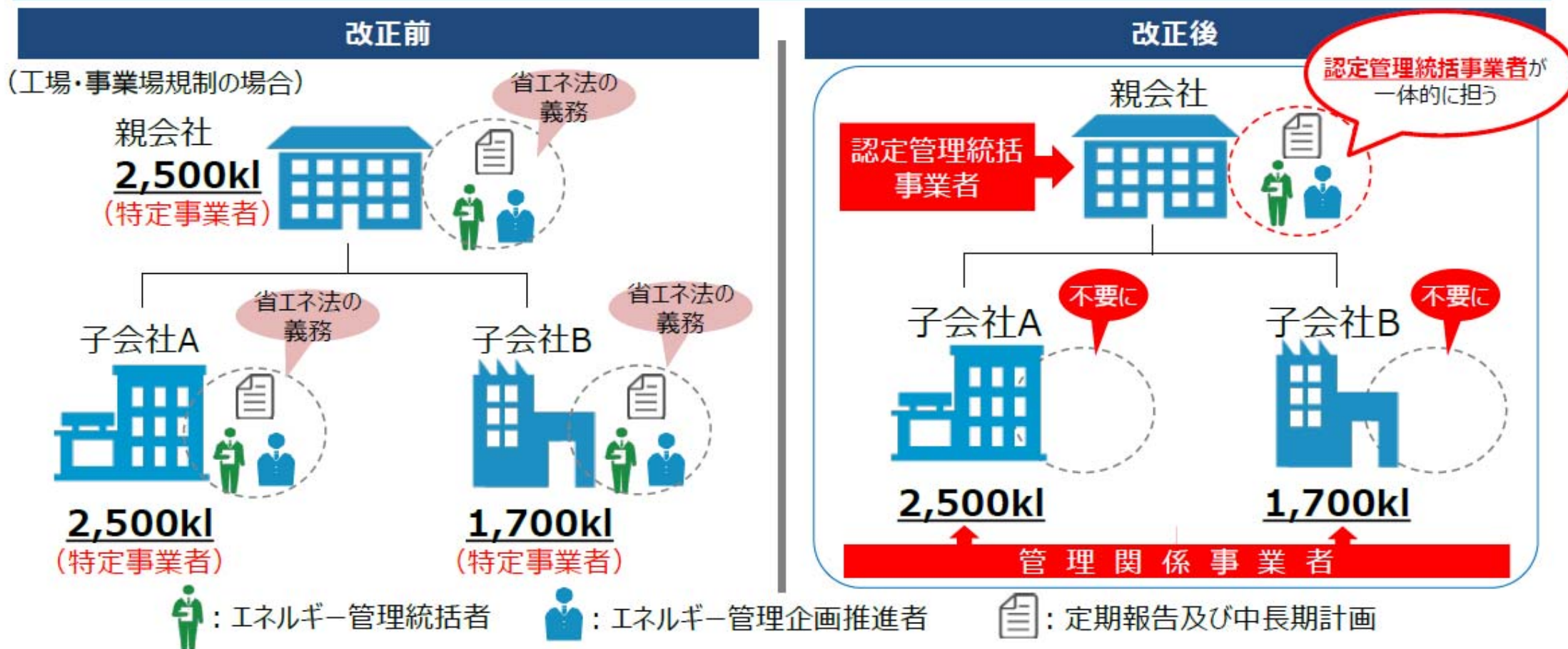


（荷主連携の例）物流拠点の共同化／共同輸配送



(参考2) 平成30年度省エネ法改正事項 認定管理統括事業者の認定制度の創設

- 一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等による定期報告等の義務の一体的な履行を認める。
- なお、子会社等の管理関係事業者のエネルギーの使用状況等についても引き続き把握できるように措置する。



省エネ法の義務	改正前	改正後
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者で選任	認定管理統括事業者において選任

経済産業省関係令和元年度補正予算案のポイント（合計9,135億円）

I. 災害からの復旧・復興と安全安心の確保

1. 廃炉・汚染水対策の徹底【169億円】
2. 被災中小企業の生業再建支援等【383億円】
3. 台風災害を踏まえた防災減災、国土強靱化の推進【329億円】
 - ・国民生活や経済活動に不可欠な電力・燃料の安定供給を確保するための施策を推進。
（自家発電設備や電動車・充放電設備の導入、住民拠点SSの整備、**ゼロエネルギーハウスの推進等**）

II. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への支援

1. 中小企業の生産性向上【3,660億円】
 - ①中小機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」（仮称）を創設。設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施。
 - ②よろず支援拠点等の支援体制を充実するほか、**生産性及び省エネ性能の高い設備更新を支援。**
2. 事業承継の円滑化【64億円】
3. 海外展開企業の事業円滑化【60億円】
4. イノベーションの担い手の輩出【75億円】
5. 資源・エネルギー供給源の一層の多角化【459億円】

III. 未来への投資と今後を見据えた経済活力の維持・向上

1. Society5.0時代の高齢運転者による交通事故対策【1,134億円】
2. 今後の競争力の核となる基盤技術の開発【1,116億円】
3. Society5.0、SDGsの実現に向けたイノベーションの推進【184億円】
4. キャッシュレス・ポイント還元の消費下支え等【1,502億円】

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用した レジリエンス強化事業費補助金

令和元年度補正予算案額 **20.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

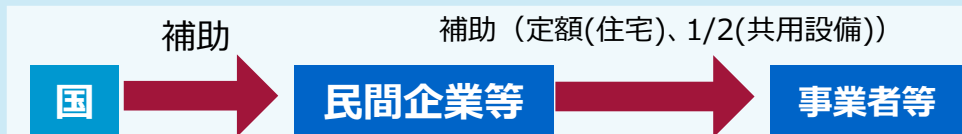
- 台風15号による災害を踏まえ、自然災害等に伴う長期停電リスクを回避可能な住宅モデル等を推進していくため、停電時においても自立的に電力供給可能な、ZEHを活用した地域防災拠点の整備及びレジリエンス性を備えたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入を進めていくことが重要。そこで、以下の2つの事業を行う。
- (1)コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業
避難所等のように災害時に地域に貢献する施設等と住宅とが一体となってネット・ゼロ・エネルギー達成を目指すコミュニティ（コミュニティZEH）構築に係る環境整備に支援を行う。
- (2)ZEH+R強化事業
ZEHビルダー/プランナーが設計、建築、販売する戸建住宅を対象に、ZEHよりも先進的なモデルであるZEH+の定義を満足し、①蓄電システム ②太陽熱利用システム ③停電自立型燃料電池のうち一つ以上の設備を導入する住宅（ZEH+R）に対し支援を行う。

<補助対象住宅等> (1)コミュニティZEH(住宅、共用設備等) (2)ZEH+R

<補助対象設備>

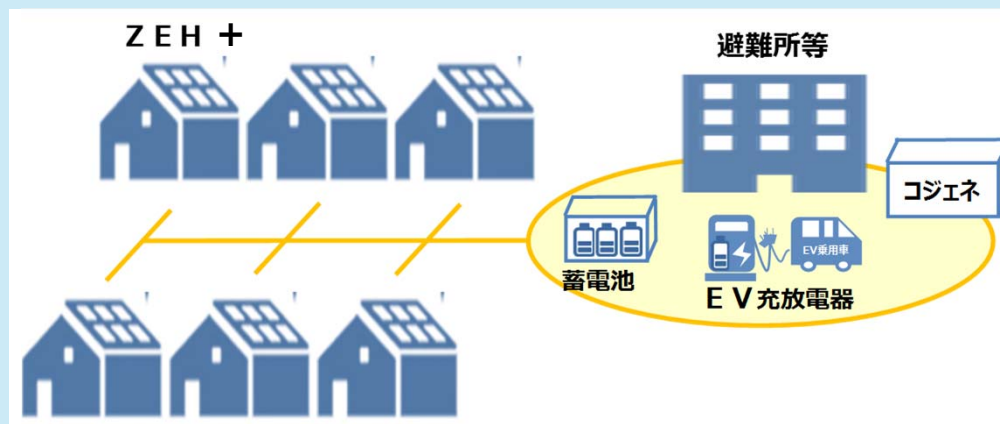
- (1)住宅に係る費用(高断熱外皮、空調、給湯等)
共用設備に係る費用(EV充放電設備、自営線等)
- (2)住宅に係る費用(高断熱外皮、空調、給湯等)

条件（対象者、対象行為、補助率等）

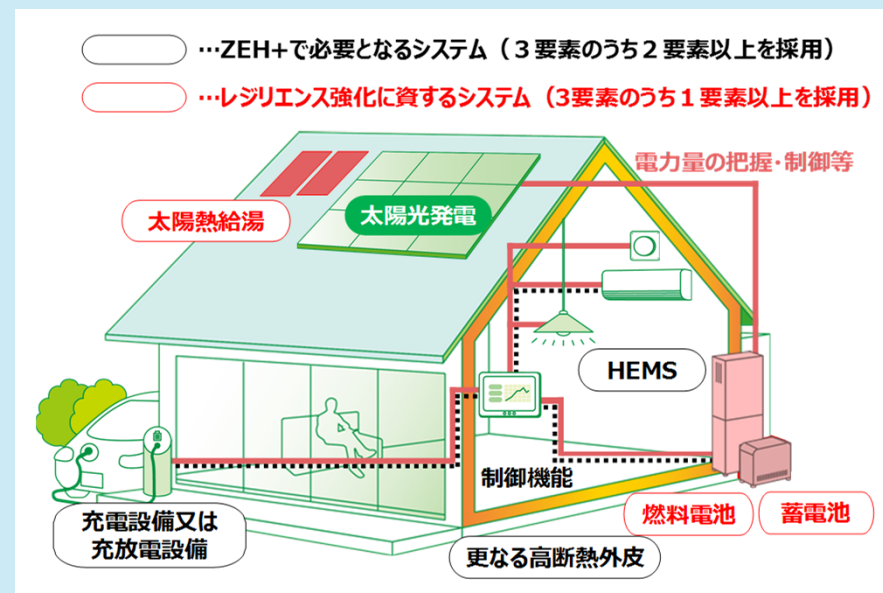


事業イメージ

コミュニティZEHによるレジリエンス強化のイメージ



ZEH+Rのイメージ



生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業 費補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

令和元年度補正予算案額 **50.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等の工場・事業場等における生産性及び省エネ性能の高い生産設備投資を支援することで、エネルギーコストの低減及び生産性の向上を促進し、競争力の強化に繋がります。
- 従来の事業（設備単位）では補助の対象外としていたレーザー加工機や射出成形機など、生産性及び省エネ性能の高い特定の生産設備を対象とし、導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設します。

成果目標

- 生産性及び省エネ性能の高い設備更新支援を通して、長期エネルギー需給見通しにおける令和12年度の省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指すとともに、中小企業者等のエネルギーコストの削減及び生産性を向上させ、競争力を強化します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

省エネ性・生産性向上設備への更新等を支援

※設備例



省エネ性・生産性の向上

競争力強化

対象者 国内で事業活動を営んでいる中小企業者等

補助率 1 / 3 以内

(参考) 「生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金」に係る補助事業者(執行団体) 募集要領 (募集期間: 令和2年1月20日~2月17日)

(別紙1)

間接補助事業の概要について (予定)

I. 単年度分

【1. 補助対象者】

全業種の法人及び個人事業主 (中小企業者等に限る)

【2. 間接補助対象事業】

工場・事業場における既設設備を、生産性及び省エネルギー性能の高い設備へ更新を行う事業。

【3. 補助対象設備】

- ①マシニングセンタ
- ②ターニングセンタ
- ③旋盤
- ④レーザ加工機
- ⑤研削盤
- ⑥フライス盤
- ⑦プレス
- ⑧印刷機
- ⑨射出成形機

※補助対象設備については今後変更があり得る。

※具体的な基準については、経済産業省と協議の上決定する。

【4. 間接補助対象経費 (消費税及び地方消費税額は対象外)】

【2. 間接補助対象事業】に要する経費のうち、設備費

【5. 1事業当たりの補助率】

1/3以内とする。

※なお、補助限度額 (上限額及び下限額) については、経済産業省と協議の上、決定する。

【6. 募集方法】

一定期間の公募により実施する。

関東経済産業局では、省エネや節電活動に役立つ情報、エネルギーに関連する情報を週1回メルマガ配信しています。この「エネマガ」を是非ともご活用ください。

関東経済産業局 メルマガ

検索

本資料に関するお問い合わせ

経済産業省 関東経済産業局
資源エネルギー環境部
省エネルギー対策課

TEL : 048-600-0362 FAX : 048-601-1302

☆ 関東経済産業局では、地域における省エネ活動を応援します！！

関東経済産業局ホームページ

<https://www.kanto.meti.go.jp/>